

岐阜県公報

第二千十七号

平成二十一年一月二十三日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

四八^{ページ}

教育委員会規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止

(教育総務課)

四八

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課)

四八

解除予定保安林とする旨の通知

(同)

五一

道路の供用開始

(道路維持課)

五一

道路の区域変更

(同)

五一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

(選挙管理委員会)

五一

監査委員会告示

岐阜県監査委員の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

(監査委員)

五一

教育委員会訓令

岐阜県教育委員会教育調査統計事務規程の一部を改正する訓令

訓令

(教育総務課)

五二

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課)

五二

落札者等に関する公示

(医療整備課)

五三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課)

五三

公共測量の実施

(用地課)

五五

恵那都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)

五六

可児都市計画の図書の縦覧

(同)

五六

指定管理者の指定

(街路公園課)

五六

規則

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県旅館業法施行細則（昭和三十六年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三号第三号第六号中「営業者の地位を承継したい」とを「旅館業の営業の承継の承継を承

合併により消滅する法人又は分割前の法人	名	称	
	事務所所在地		
合併により消滅する法人又は分割前の法人	代表者氏名		

を

に改める。

合併後存続する合併後法人又は合併により設立された法人による承継する	名	称	
	事務所所在地		
合併後存続する合併後法人又は合併により設立された法人による承継する	代表者氏名		

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県教育委員会
委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年二月十六日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字小屋ヶ洞二四八五〇の一

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字カギ山二四八七五、二四八七六の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市中之保字中平三七〇の一、三七六、三七七、三七八の一、字薄井野四二七、四二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
瑞浪市日吉町字西山一五二八の三二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市明世町戸狩字小狭間一三二の二七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町干田野字境野七七三の二〇一、七七三の二一〇から七七三の二二二まで、七七三の二二四、七七三の二二五、七七三の三〇三、七七三の三〇四、七七三の三四一、七七三の三四三から七七三の三四六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
中津川市坂下字中之垣外一〇三の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	延 長 （メ ートル）	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区域 決定又 は告示 年月日 ほか）
二百五十 七号		下呂市馬瀬名丸字大屋一一八 八番一 地先地内		一六・二	平成 三〇・一・二三	平成 三〇・一・二五

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 の種類	路線 名	区 間	区域 変更 前後 別	敷 地 の 幅 員 （メ ートル）	延 長 （メ ートル）	備 考
百五十八 号		高山市花里町四丁目二 六番一 地先から 同市同 町同 番一 地先まで	八〇	前 二・五 〇 二四・〇	後 三・〇 〇 二四・〇	五・〇	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号
岐阜県選挙管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号）は、平成二十一年二月十六日から廃止する。
平成二十一年一月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

岐阜県監査委員の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成十六年岐阜県監査委員告示第七号）は、平成二十一年二月十六日から廃止する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県監査委員	渡	辺	真
岐阜県監査委員	洞	口	博
岐阜県監査委員	帆	刈	信一
岐阜県監査委員	河	合	一
岐阜県監査委員	水	谷	雄二
岐阜県監査委員	神	戸	正雄

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般各教育機関

岐阜県教育委員会教育調査統計事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年一月二十三日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会教育調査統計事務規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会教育調査統計事務規程（平成十三年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和二十二年法律第十八号（第三条）を（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項」に、「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワイ・アイ・ケー

三代 表 者 の 氏 名 中田 直太郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市高根町小日和田二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域振興活動に関わる団体や個人に対し

て、地域振興活動の運営側と参加者側の相互の交流・情報交換、人的ネットワークの構築に関する事業や、地域振興活動についての助言に関する事業を行うとともに、広く一般市民に対して、地域振興活動に関わる情報提供、調査研究又は啓発に関する事業を行い、地域の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレンドリー岐阜
- 三 代表者の氏名 飛驒 太郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市曾我屋三丁目一六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、国内及び海外に在住する市民に対して、生涯にわたり、スポーツのできる環境を作り、市民の健康と福祉の向上を図るとともに、国内外におけるボランティア及び福祉活動を通じ、国内及び海外の市民との交流を図ることを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び予定数量 平成21年度岐阜県立下田温泉病院で使用する電気 3,496,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年10月23日
- 4 落札者を決定した日 平成20年12月12日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長久保町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄
- 6 落札金額 59,006,768円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県立下田温泉病院事務局総務課管財担当

(2) 所在地 岐阜県下田郡掛田162番地

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十八年六月六日	弘建	鈴木弘樹	加茂郡坂祝町酒倉一二二五番地一	般十七五〇〇四四五	土木一式及びび・土工・コンクリート工事業
平成十九年十二月十五日	木原設備工業所	木原繁	岐阜市市橋四六五	般十七四八八四	管工事業
平成二十年二月二日	有限会社 脇坂建築	代表取締役 脇坂 治男	中津川市加子母三三三五番地五	般十八一六〇一一	建築一式及び大工工事業
平成二十年二月八日	株式会社 エアシス	代表取締役 大矢 拓	美濃加茂市太田町一八九三番地七	般十六五〇〇四〇四	管工事業
平成二十年三月一日	溝口建設株式会社	代表取締役 溝口 孝司	本巣郡北方町加茂三七六番地一	般十九七	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート及びほ装工事業
平成二十年三月四日	城北工業	三浦博	岐阜市溝口中一八〇番地	般十八一二五九六	建築一式工事業
平成二十年三月十六日	有限会社 下仲組	代表取締役 下仲 真幸	高山市上宝町本郷二六〇二番地	般十六一一一五	管及び造園工事業

平成二十 年五月十 九日	丸重組	長屋重行	岐阜市細畑一 丁目一番六 号	般十九 八	土木一式、大工、 とび・土工・コン クリート、鋼構造 物及び鉄筋工事業
平成二十 年五月三 十一日	株式会社 二村建設	代表取締 役 二村 庫平	各務原市那加 織田町二丁目 五番地の一	般十八 一	建築一式、大工及 び内装仕上工事業
平成二十 年六月三 十日	有限会社 河津建設	代表取締 役 河村 照子	関市武芸川町 宇多院二二九 八番地一	般十六 三	土木一式工事業
平成二十 年八月一 日	有限会社 上野設備	代表取締 役 上野 稔	飛騨市神岡町 吉田二七二〇 番地	般十八 一	管及び水道施設工 事業
平成二十 年八月八 日	今井建築	今井利金	加茂郡白川町 中川二九一番 地	般十八 九	建築一式工事業
平成二十 年九月二 十日	昭和建設 株式会社	代表取締 役 堀正 一	中津川市茄子 川字中垣外一 六八三番六三 九	般十九 一	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石及びほ装工 事業
平成二十 年九月二 十二日	野中正夫 左官店	野中正夫	飛騨市古川町 向町二丁目二 三七	般十六 九	建築一式工事業
平成二十 年九月三 十日	モトヨシ	吉田清孝	本巢市十四条 六二二二	般十七 一	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト及びほ装工事業
平成二十 年九月三 十日	サンウツ ド株式会 社	代表取締 役 小栗 弘	岐阜市茜部菱 野四丁目一三 九番地の二	般十八 九	造園工事業
平成二十 年十月一 日	株式会社 阿折木材 店	代表取締 役 阿折 宣正	羽島郡笠松町 泉町一九番地	般十八 一	建築一式工事業
平成二十 年十月六 日	親誠電設	小寺強	安八郡輪之内 町大吉新田四	般十八 一	電気、管及び水道 施設工事業
平成二十 年十月七 日	有限会社 くまだ住 設	代表取締 役 熊田 正義	郡上市八幡町 柳町二五三	般十九 一	管工事業
平成二十 年十月七 日	株式会社 渡辺建設	代表取締 役 渡邊 守	大垣市荒川町 四七〇番地の 一	特十八 三	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト及びほ装工事業
平成二十 年十月十 五日	株式会社 加藤組	代表取締 役 加藤 富治	下呂市金山町 菅田桐洞二八 七三番地	般十九 五	造園工事業
平成二十 年十月十 六日	株式会社 東洋技建	代表取締 役 山本 豊子	恵那市岩村町 富田三〇三一 番地の一〇二	般十九 七	建築一式、大工及 び内装仕上工事業
平成二十 年十月二 十日	板取川建 設株式会 社	代表取締 役 三島 利津美	関市洞戸市場 八六六番地四	般十九 一	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、ほ装及び水道 施設工事業
平成二十 年十月二 十日	株式会社 長屋組	代表取締 役 岡田 竜二	関市洞戸市場 八六六番地四	般十九 一	造園工事業
平成二十 年十月二 十三日	有限会社 東組	代表取締 役 東貞 夫	高山市下岡本 町一〇九一	般十七 一	とび・土工・コン クリート及び防水 工事業
平成二十 年十月二 十七日	株式会社 長谷部工 務店	代表取締 役 長谷 部孝	加茂郡七宗町 神淵四四八九 番地	般十八 一	建築一式工事業
平成二十 年十月三 十一日	明宝建設 有限会社	代表取締 役 二村 吉一	郡上市明宝興 住三〇九番 地	般二十四 四	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、管、ほ装 造園及び水道施設 工事業
平成二十 年十一月 五日	有限会社 柳不動産	代表取締 役 柳作 男	飛騨市古川町 高野二九〇	般十九 九	建築一式及び大工 工事業
日	〇五番地の 一				

平成二十 年十一月 二十七日	株式会社 カネブン	代表取締 役 大橋	大垣市新町二 丁目四九番地	般十八 一 五九四	土木一式工事業
平成二十 年十一月 二十七日	株式会社 松浦組	代表取締 役 松浦 久繁	不破郡関ヶ原 町大字今須二 五五四番地の 一	般十九 一 四四九六	造園工事業
平成二十 年十一月 二十七日	株式会社 山勉組	代表取締 役 山田 英優	大垣市松町三 三六番地	特十八 一 九八〇	土木一式及びほ装 工事業
平成二十 年十一月 二十六日	田口業務 店	田口清久	多治見市虎溪 山町五三〇 八	般十七 一 二〇六八	左官工事業
平成二十 年十一月 十九日	有限会社 揖斐重機	代表取締 役 小堂 忠美	揖斐郡揖斐川 町上南方五四 三番地の三	般十七 一 七二二七	土木一式及びとび・ 土工・コンクリー ト工事業
平成二十 年十一月 十三日	三進開発 株式会社	代表取締 役 栗本 清志	岐阜市中屋西 七二	般十七 一 二四八六	土木一式及びほ装 工事業
平成二十 年十一月 十三日	有限会社 カワシヨ ウ	代表取締 役 河村 洋行	岐阜市鷺山一 三九番地の一	般十八 一 五七二二	管工事業
平成二十 年十一月 十三日	株式会社 ケイ・エ ス・エヌ	代表取締 役 小池 誠之介	多治見市遊二 六一五	般十六 五 〇〇二一九	管及び造園工事業
平成二十 年十一月 十三日	株式会社 栄王重機	代表取締 役 加来 日出夫	可児市下恵土 六〇八七番地	特十五 九 八二五	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト及びほ装工事業
平成二十 年十一月 十三日	岡田建材 株式会社	代表取締 役 岡田 悟	関市稲口二五 〇番地の二	般十八 三 五〇二二七	土木一式及びとび・ 土工・コンクリー ト工事業
平成二十 年十一月 六日	株式会社 天野建設	代表取締 役 天野 和孝	可児郡御嵩町 中切九六〇 一	特十九 六 四七〇	管工事業

二十七日	大橋工務 店	功一郎	下呂市金山町 祖師野一八三 番地六	般十七 一 六七六五	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、管、ほ装 及び水道施設工事 業
平成二十 年十一月 二十七日	田口土木	田口里司	郡上市八幡町 城南町二八一 番地	特十八 六 二六六	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、ほ装及び水道 施設工事業
平成二十 年十二月 五日	協和設備	中嶋幹男	海津市海津町 瀬古五四三番 地一	般十六 二 〇〇五五二	管工事業
平成二十 年十二月 十一日	株式会社 ダイエイ ハービス	代表取締 役 金山 光二	下呂市金山町 祖師野一〇〇 〇番地一〇	般十八 八 〇〇一〇八	電気工事業
平成二十 年十二月 十一日	東海建宅	簗島英子	郡上市白鳥町 白鳥二二一 五	般十八 四 五〇〇九三	建築一式工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(数値地形図データ作成)

三 作業期間

平成二十年十一月十四日から
同二十一年二月二十七日まで

四 作業地域

飛騨市跡津川上流域

恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画道路

三・五・九号 御所の前牧田線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画地区計画 可児市桂ヶ丘地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

指定管理者の指定

花フエスタ記念公園に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の八第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

可児市瀬田一五八四番地の一

財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から

同二十三年三月三十一日まで

平成二十一年一月二十三日印刷

平成二十一年一月二十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)